|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】２．団体応接の持ち方について　大阪府との当団体との応接は30年以上に渡って、障がい福祉室からは各課長が出席してきたが、2021年度から課長が全員欠席するようになった。私たちの団体応接は、多くの障害当事者が参加する形で行っているが、その理由は「不充分な制度状況の中で、地域で生活する障害者の切実な声を、真摯に直接聞いてもらうこと」が施策を創る基礎になると考えているからである。直接聞くことの意義を捉え直し、広範な施策の検討を進めるためも、課長職の応接出席を強く求める。 |
| （回答）○　広聴事案については、大阪府として回答できる者が対応すべきものと認識しており、すべての項目において必ず課長が対応すべきものではなく、その内容に応じて適切な職階の者がお答えするものです。○　今回の応接にかかる項目については、それぞれの事案における実態をより把握している者が対応することが適切と判断したところであり、この応接を通して現場の状況をお聞かせいただき、必要に応じて府の施策に反映するよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】３．大阪府の感染予防計画について 新型コロナの教訓を活かして　新型コロナ禍では、特に一人暮らしをはじめとする、地域での自立生活を行う障害者は、少数者として想定外に置かれ、対応が極めて不十分なものであったと言える。その教訓を踏まえ、障害者も健常者と同じよう、宿泊療養施設等が利用できるよう「宿泊施設運営業務マニュアル」の運用を行うこと。 |
| （回答）○　新興感染症発生・まん延時における宿泊療養施設については、大阪府感染症予防計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型コロナ対応の経験を踏まえた、宿泊施設運営業務に関するガイドラインを令和７年3月に整備しました。○　ガイドラインでは、見守りや生活介助が必要な患者を受け入れられる施設として、介護福祉士等を配置した、介護支援付加型の診療型宿泊療養施設を運営し、療養者の特徴を理解した上で支援を行える体制を構築すると定めています。○　有事の際は、感染拡大に応じた診療型宿泊療養施設の設置・運営や、重症化リスクがある方の安全を確保した環境整備等が行えるよう、迅速に対応してまいります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　医療・感染症対策課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】１．障害者の入院時の問題(2)　また、重度訪問介護利用者以外でも、入院時の支援が必要な人がたくさんいることを踏まえて、府内全市町村に対して入院時サポート制度を実施するよう強く働きかけること。 |
| （回答）○　入院時の意思疎通支援については、平成28年6月28日付け障企発0628第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。○　意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされており、現在、大阪府内の12市で実施されています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○　大阪府においては、市町村に対し、国通知を踏まえた事業の周知を今後とも行ってまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】４．「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」について　旧優生保護法による強制不妊手術の問題は、昨年７月に最高裁で被害者側全面勝訴の判決が出され、国は昨年12月に「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を発表した。　国の指示を待つのではなく、大阪府として「公務員の意識改革に向けた取組」など取り組める課題については早期に取り組み始めること。 |
| （回答）○　すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を実現していくことは重要と認識しています。○　府としては、国の動向も注視しながら、今後とも、府職員に対する障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう、各関係部署とも連携し、職員研修の実施に取り組んでまいります。○　旧優生保護法補償金等支給法につきましては、法の趣旨、内容が一人でも多くの対象者の方に伝わるようさらに積極的な広報周知に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課健康医療部　保健医療室　地域保健課（下線部について回答） |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】２．通勤・勤務・通学の保障について(3)　小中高の障害児の通学支援については市町村格差が大きいため、障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により、全市町村で通学を支える制度を整えること。高校通学について、親による負担をなくすことや学内の支援の充実などを実現するために教育施策と福祉サービス事業者が協力する仕組みの検討なども含めて市町村及び関係教育部局に働きかけること。 |
| （回答）※下線部について回答○　大阪府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和６年度）では、通学での利用について、33団体が利用を可能（緊急時・短期であれば利用できる場合も含む）としています。○　引き続き、移動支援事業について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう、市町村担当者説明会等で柔軟な運用の検討を働きかけるとともに、運用状況を調査し、その結果を市町村に情報提供してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】２．通勤・勤務・通学の保障について(3)　小中高の障害児の通学支援については市町村格差が大きいため、障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により、全市町村で通学を支える制度を整えること。高校通学について、親による負担をなくすことや学内の支援の充実などを実現するために教育施策と福祉サービス事業者が協力する仕組みの検討なども含めて市町村及び関係教育部局に働きかけること。 |
| （回答）○　地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。○　府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。○　本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内20市町から申請がありました。○　また、府立学校においては、医療的ケア通学支援事業により、医療的ケアが必要なため通学が困難な生徒を支援しています。○　引き続き、障がいのある児童生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めるとともに、市町村教育委員会に対しては、本事業の積極的な活用について、指導主事会等で働きかけを行ってまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　高校改革課教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】３．長時間介護の支給決定時間数の市町村格差、制限問題(3)　国に対して、2027年度からの報酬改定の議論が始まっていることも踏まえて、国庫補助基準が夜間の泊まりや介護保険利用者の障害福祉サービス利用の実態とまだ尚大きな開きがあることを大阪府として強く主張すること。 |
| （回答）○　障がい者が地域で安心してサービスを受けるためには、安定した障がい者福祉制度の運営が重要であり、サービス支給実績に応じた確実な財源確保が不可欠と認識しています。○　大阪府においては、国庫負担基準について、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第95条に基づく義務的負担とするよう、国に対して要望を行っております。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】４．介護保険との併給課題(2)　盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・障害特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを回避するために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを、市町村に対して周知徹底すること。 |
| （回答）○　国事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。○　また、令和５年６月３０日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、 障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。○　大阪府においては、従前より国の適用関係通知等を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】６．盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について(1)　国に対して通訳・介助制度の個別給付化ならびに日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間派遣、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。 |
| （回答）○　今年度も、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付の検討を含む必要な財源確保を図るよう、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」をはじめ、様々な機会で要望しています。○　大阪府においては、盲ろう者通訳・介助者派遣事業は、盲ろう者の地域での暮らしに不可欠であることから、一人あたりの派遣時間の上限（年1,080時間＝月90時間）を全国最高水準としているところです。また、通訳・介助の派遣の対象から「通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合を除く」としていますが、総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係るものについては、「当該通所のための介助及び１日当たりの当該サービス利用時間のうち１時間に係る通訳」は対象とする旨、派遣事業実施要綱に特別に定めて派遣を実施しています。○　また、「１枚の利用券に対して、１人の通訳・介助者を派遣する。ただし、１回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね１時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、１枚の利用券に対して、２人の通訳・介助者を派遣することができる」と定めているところです。○　国においては、同行援護との同時利用も可能であるとされており、また国の令和２年９月23日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」を受け、大阪府においても、盲ろう者が介護サービス事業所・施設において介護サービスを利用する場合は、「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行うことは差し支えないと整理し、市町村説明会や事業者等集団指導などで周知しております。○　今後とも、こうした取り組みを継続し、安心・安全な通訳・介助の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】１．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について(2)　新規指定時に、指定権者と開所地元自治体で情報共有する仕組みを、大阪全体でつくること。 |
| （回答）○　大阪府においては、事業所の新規指定時に、所在地市町村へ情報提供を行うとともに、市町村からの問い合わせや相談についても、対応しています。○　事業所の指定・指導に関しては、事業所の指定指導を実施している市町村との情報交換等の場を設けているところです。○　今後とも、グループホームのより良い運営を確保するため、市町村との情報共有と連携を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】１．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について(10)　入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を、国に要望すること。 |
| （回答）○　入院時支援特別加算の入院初日及び２日目における支援の評価、及び日中支援加算の祝日・休日等の算定について、引き続き、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】１．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について(11)　大規模化がグループホームの質低下の大きな要因となっていることをふまえ、また国連の勧告にもとづき、入所施設解体にむけた目標設定とグループホームのあり方の検討を行なうよう国に強く求めること。また８人以上は大規模減算の対象であることをふまえ、定員を７人以下、最終的には４人から５人までとするなど、段階的にでも引き下げるよう、法令整備の検討を国に求めること。 |
| （回答）○　「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないよう、働きかけを行っているところです。○　また、入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化や基本報酬の見直し等について、国に要望しています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】２．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について(1)　グループホームにおける重度障害者の支援の拡充のため、「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を、継続・恒久化すること。 |
| （回答）○　「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、障がい者の地域生活を支援する既設のグループホーム等を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成するため、令和5年度より府独自事業として実施しているところです。○　グループホームにおいて、重度障がい者を受け入れるためには、職員のスキルアップの取組みと併せて、一人ひとりの障がい特性に合わせた環境整備が必要となることから、重度障がい者や高齢障がい者の地域生活を継続するため、国に対して、グループホームにおける設備の拡充、ハード整備充実のための財政支援を要望しているところです。○　「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、今年度の補助実績等を踏まえ検討を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】２．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について(3)　大阪府営住宅、および政令市を含む大阪府下市営・町営住宅の建て替え計画、ならびに該当住宅におけるグループホームの利用状況、および対応状況を明らかにすること。 |
| （回答）【府営住宅について】○　大阪府営住宅の建替えについては、『大阪府営住宅ストック総合活用計画』において良質なストック形成に資する事業として実施し、事業実施計画において令和12年度までに事業着手する団地を定めています。○　府営住宅のうち『大阪府営住宅ストック総合活用計画』で建替えに位置づけられた住宅におけるグループホームの利用状況等は以下のとおりです。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和７年６月30日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 住宅名 | グループホーム数 |  |  | 住宅名 | グループホーム数 |
| １ | 桜塚 | ４ |  | 12 | 狭山 | ２ |
| ２ | 千里古江台 | ３ |  | 13 | 金岡東第３ | ２ |
| ３ | 千里桃山台 | ２ |  | 14 | 八田西町 | ２ |
| ４ | 茨木安威 | ４ |  | 15 | 堺高松 | ６ |
| ５ | 牧野北 | ３ |  | 16 | 堺草部 | ２ |
| ６ | 村野 | １３ |  | 17 | 宮山台第１ | ２ |
| ７ | 寝屋川打上 | ４ |  | 18 | 宮山台第４ | １ |
| ８ | 交野梅ヶ枝 | ４ |  | 19 | 桃山台１丁 | ２ |
| ９ | 交野藤ヶ尾 | ９ |  | 20 | 岸和田田治米 | １ |
| 10 | 松原一津屋 | ５ |  | 21 | 貝塚久保 | １ |
| 11 | 松原立部 | ２ |  | 計 | ７４ |

【市町営住宅について】○　グループホーム事業に活用している市町営住宅は、次の表のとおりで、全部で35団地、100戸となっています。(令和７年３月31日現在)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業主体名 | 住宅名 | グループホーム戸数 |  | 事業主体名 | 住宅名 | グループホーム戸数 |
| 大阪市 | 住吉 | 7 |  | 堺市 | 小阪住宅 | 2 |
| 鶴町第３ | 4 |  | 万崎住宅 | 　　2 (2) |
| 中津 | 　　3 (3) |  | 豊中市 | 三国 | 1 |
| 日之出北 | 3 |  | 吹田市 | 千里山東住宅 | 2 |
| 矢田北 | 2 |  | 千里山西住宅 | 2 |
| 八幡屋第２ | 1 |  | 門真市 | 四宮住宅 | 5 |
| 加島中 | 　　4 (2) |  | 大東市 | 野崎松野園住宅 | 1 |
| 井高野第６ | 2 |  | 大東寺川住宅 | 2 |
| 長吉出戸西 | 3 |  | 大東南郷住宅 | 2 |
| 南江口第２ | 4 |  | 大東北新町住宅 | 12 |
| 西喜連第３ | 2 |  | 高石市 | 富木南住宅 | 4 |
| 長吉長原東 | 3 |  | 和泉市 | 繁和第二住宅 | 2 |
| 東喜連第4 | 2 |  | 旭第一団地 | 　　5 (5) |
| 上住吉 | 3 |  | 旭第二団地 | 　　2 (2) |
| 秀野西 | 2 |  | 幸団地 | 　　3 (3) |
| 淡路 | 1 |  | 幸第二団地 | 1 |
| 野中北 | 2 |  | 計 |  100 (17) |
| 加島 | 2 |  |  |  |  |
| 加島南第２ | 2 |  |  |  |  |

　　建替計画のある住宅には下線を付しています。　　（　）内は、建替事業により移転が必要なグループホームの数です。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　居住企画課都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　住宅整備課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホームに関する要求項目】２．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について(4)　公営住宅利用グループホームが建替えに際し新築への入居から排除されることのないよう、「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。 |
| （回答）○　障がい者の地域生活への移行を促進させるためには、住まいの場の確保が必要であり、既存の府営住宅におきましても、グループホーム用住戸として積極的に、そのあっせんを行っているところです。○　グループホームが入居する府営住宅が建替えとなった場合につきましては、当該グループホームが引き続き建替え団地においても入居いただけるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　住宅整備課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】１．地域移行支援の報酬等に関して(1)　重度化・高齢化に対応した地域移行支援の充実に向け、国に対して以下要望すること。・重度障害者の地域移行支援報酬を設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を強く求めること。さらに地域移行支援契約前の「前段階支援」として体験外出等の仕組みの制度化、体験加算15日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障も引き続き要求すること。・重度者の移行の受け皿を増やすために、グループホームの地域移行特別加算の対象者や適用年数を拡大するとともに、地域移行は障害の施策であるが長期入所・長期入院の結果65才以上の方も多く退所、退院後介護保険を利用となる方も多いが障がい特性も加味して地域生活ができるよう必要な障害福祉サービスを柔軟に利用できることを明確にする。 |
| （回答）○　地域移行支援の支給決定までの働きかけでの報酬上の評価や支給決定前の「地域生活の体験」や「体験宿泊」の利用や遠方の施設や病院に働きかけを行う際の交通費の加算など、実情にあったきめの細かい支援ができるよう、国に対し、報酬上の改善を求めているところです。○　さらに、本府では、令和６年度から、府独自の補助事業「大阪府地域生活推進事業費補助金」を実施し、府内で、障がい者の地域生活の継続及び地域移行の推進に取り組む団体を補助することとしており、本補助事業の中では、入所待機者や施設入所者を対象に、現在の報酬体系にはない、地域生活への意識や地域生活に向けた本人の意思決定のためのアプローチ等について、施設や事業所間が連携したモデル事業を実施しており、令和７年度においても引き続き実施しているところです。○　その結果について、本府において、地域生活推進に向けた有効なサービスや支援の在り方を分析・検証し、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキングでの意見を踏まえ、必要な報酬改定等を国に求めていくこととしております。○　大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。○　今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】１．地域移行支援の報酬等に関して(2)　障害児施設の地域移行では相談支援の関わりもなく不適切な対応が行われたり、措置停止されず地域移行支援・体験利用ができないケースも出ていることから、相談支援が早くから関わり、体験時には、毎回措置停止することなど、児童部局・児施設と認識を共有し問題の発生を防ぐこと。 |
| （回答）○　障がい児入所施設に入所する児童については、子ども家庭センターを含めた府、施設、市町村、相談支援事業所、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進めることが必要であると認識しております。○　令和６年４月施行の児童福祉法の改正及び障がい福祉サービス等報酬改定により、移行調整の責任主体が都道府県等であることが明確化され、障がい児入所施設に、移行支援計画の作成等が求められています。○　本府におきましても、令和６年度に、移行支援計画の様式とその運用について、関係機関がより一層連携して移行調整を進められるよう見直しを図り、退所後の支給決定主体となる市町村等の関係者と連携しながら移行調整を進めているところです。○　今後も引き続き、計画的に移行調整が進むよう、適切に状況把握及び進捗管理を行って参ります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて(1)　府「提言」の推進に向け、各市町村の基幹センター等の相談支援事業が連携した施設訪問活動の実施、セルフプランの解消、地域生活体験・地域移行支援の展開について具体化すること。 |
| （回答）○　令和５年７月、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会から「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化」について、市町村及び大阪府に提言をいただいたところです。○　この提言の中には、各市町村でセルフプラン率の要因を分析のうえ、計画相談が必要な障がい児者全てに行き届くよう、相談支援専門員の必要な人数等を数値化し、相談支援体制の整備に取り組むよう提言いただいており、府としても積極的に市町村へ働きかけているところです。○　また、地域移行を進めるうえで相談支援体制を充実・強化することが重要であり、市町村と基幹相談支援センターが連携して、施設や指定一般相談支援事業所等へ働きかけ、地域移行を促すとともに、地域移行を進めるうえで重要な「体験の機会・場の提供」の取組を早急に進めていくよう市町村に求めているところです○　引き続き、市町村の相談支援体制の充実・強化に向けて、支援してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて(3)　地域移行の受け皿の育成・バックアップに向けて、重度・行動障害のグループホーム等での支援状況を把握し、自立生活の実現に実効性がある研修やスーパーバイザー派遣の仕組を作ること。 |
| （回答）○　地域移行の受け皿の育成について、大阪府では、重度知的障がい者の暮らしの場となるグループホームの確保や地域生活を支える体制整備に向けて、令和２年度から令和６年度まで「重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を実施し、訪問コンサルテーションや実地研修を通じて、重度知的障がい者に対応できるグループホームを運営する法人を養成してきたところです。○　本事業を修了された法人におきましては、市町村と連携して、地域の事業所に参加を呼びかけて実践報告会を実施するなど、地域で活動されているところであり、こうした活動が地域に拡がっていくことは大変重要であると認識しています。○　府としては、修了法人によるこのような活動が地域に展開していけるよう、令和６年度から実施している「大阪府地域生活推進事業費補助金事業」の実践モデル事業においいて、令和７年度は、修了法人と連携して事業所の支援力向上や事業所間の連携体制の構築を図る取組みを支援することとしています。 |
| （回答部局名）　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】３．精神障害者の地域移行・権利擁護について(2)　昨年度から始まった入院者訪問支援事業が、効果的に取り組んでいけるよう予算の確保、精神科病院への周知、入院患者の希望があれば複数回の利用もできるようにすること。 |
| （回答）○　入院者訪問支援事業は、市町村長の同意による医療保護入院となった患者等からの希望により、都道府県等が行う研修を修了し府が選任した支援員が、医療機関を訪問し、入院者の話を誠実かつ熱心に聴くとともに、入院中の処遇や生活に関する相談に応じるものです。○　事業の効果的な執行に向け、事業を紹介するリーフレットを作成し、精神科病院や市町村に周知を行っております。また、訪問の希望に対応できるよう、令和７年度は昨年度より予算を拡充したところです。引き続き、事業を委託している団体や実務者会議及び推進会議などからご意見をいただきながら、対象者のニーズ等を踏まえ、円滑な事業運営について検討して参ります。○　加えて、本府では、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与するため、大阪市、堺市と共同で精神科医療機関療養環境検討協議会を設置しており、これらの活動とも連携し、円滑な運用に向けた取組みを実施して参ります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】７．日中活動について(1)　生活介護で今年度から１時間刻みの報酬が導入され、障害特性による短時間利用等での配慮規定も設けられたが、そもそも精神障害等では長時間利用が困難な実情があることを十分ふまえ、柔軟に対応するよう市町村に徹底しておくこと。 |
| （回答）○　障がい福祉サービス事業者の指定等の事務につきましては、府内での指定・指導業務の平準化を目的として「指定・指導に関する調整会議」を定期的に開催し、府と権限委譲市町村で、制度の運用に関する情報の共有を図っています。○　生活介護も含めた今回の報酬改定に伴う課題や具体的な取り扱い等については、必要に応じて、市町村とも情報共有していきます。○　国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、置かれている環境、当該障害者等の介護給付費等の受給の状況その他の主務省令で定める事項及びサービス等利用計画案を勘案して、支給の要否を決定するものとするとされています。○　大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】１．府の差別解消条例、差別解消取り組みについて(2)　法改正に伴い、府内全市町村で差別解消支援協議会が設置されるよう、また相談の人材育成や、市民への窓口周知等行うよう、市町村に強く働きかけを進めること。また事業者にカスタマーハラスメント対策が義務づけられるが、「合理的配慮を求める」等は、差別解消法に基づく正当な権利であり「頭ごなしに否定しない。障害者が利用できるように建設的対話を進める」ことを事業者に徹底するなど、対策を講じること。 |
| （回答）○　令和７年４月１日現在、障がい者差別解消支援地域協議会を設置済みの市町村は24市町村で、19市町村が未設置の状況です。○　障がい者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法上、地方公共団体が組織することができるとして設置が義務付けられてはおりませんが、地域における障がいを理由とする差別に関係する様々な機関が、具体的事案の共有や協議、事案の発生防止のための取組み、周知や啓発活動に関する協議等を行い、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして機能することが期待されており、それぞれの地域で差別の解消の機運醸成を図る上で、重要な役割を担うと考えております。○　このため、市町村との情報交換会等で各市町村に設置されている障がい者差別解消支援地域協議会の取組み内容等の事例を収集し、好事例と思われる取組みに関して他の市町村へ情報提供を行うなど、府の障がい者差別解消支援地域協議会を取組みの参考としていただけるよう、事務局として運営の工夫を行うこと等を通じ、全市町村で設置され、求められる機能が果たされることを目標に引き続き働きかけてまいります。○　令和８年度中に施行予定の改正労働施策総合推進法において、事業主によるハラスメント対策の強化の一環として、カスタマーハラスメントについて事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられ、その内容については国が指針を示すものと承知しております。国の指針等も注視しながら、事業者の誤認により障がいのある方の権利利益が侵害されることがないよう、事業者への研修機会などを活用し、周知啓発に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について(1)　民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示し、更なる啓発・研修を進め差別を未然に防止すること。また差別発生時には府として調査・指導に積極的に出向き対応を行うこと。 |
| （回答）○　障害者差別解消法では、障がいを理由として正当な理由なく財・サービスや各種機会を提供しないことを「不当な差別的取扱い」として差別に該当すると規定し禁止しています。このため、住宅の入居に当たっても、正当な理由なく障がいを理由に拒否することは、「不当な差別的取扱い」として差別に該当します。○　障害者差別解消法所管課としては、これまでも都市整備部と連携し、宅建事業者や府営住宅管理センターに対し出張講義を行い、法や条例の趣旨、過去に発生した具体的な事例について示しているところです。また、大阪府障がい者差別解消ガイドラインでも、「住宅分野」として住宅に入居する場面等を整理し、家主や宅建業者、不動産管理会社等の事業者が、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について容易に理解することができるよう、具体的な事例を計20例示しています。○　今後もあらゆる機会を捉え、都市整備部や事業者団体等と連携し、障がいのある人が地域で安心して生活するための基盤となる住宅の確保に関する場面で差別を受けることがないよう、出張講義やガイドラインの普及等を通じ、積極的に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について(1)　民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示し、更なる啓発・研修を進め差別を未然に防止すること。また差別発生時には府として調査・指導に積極的に出向き対応を行うこと。 |
| （回答）○　日頃から住宅部局と福祉部局が連携し、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。○　具体的には、建築振興課が宅地建物取引業者向けに作成した、人権問題の理解と認識を深めるための「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」や、府の居住支援協議会であるOsakaあんしん住まい推進協議会が作成した、高齢者等の入居に不安を感じる家主・不動産事業者向けのアドバイスを紹介する「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」等のパンフレットを活用し、周知・啓発を行っています。○　今後も引き続き、家主等に対する啓発に取り組んでまいります。○　宅地建物取引業者向けの研修会においては、福祉部の担当者がグループホームの制度や、障がいを理由とする差別の解消の推進について説明する時間を設け、当該事業者に対する啓発に努めています。また、建築振興課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用し、障がい者であるという理由だけで賃貸住宅の入居申込みを断ることが宅地建物取引業法上の指導対象であることを周知し、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」の遵守を求めています。あわせて、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」における住宅分野の合理的配慮の事例を周知しているところです。○　今後も宅地建物取引業者に対する周知・啓発に取り組むとともに、事業者による入居差別事案が生じた場合は、指導監督基準に基づいて適正に指導を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）※下線部について回答都市整備部　住宅建築局　居住企画課（上段について回答）都市整備部　住宅建築局　建築指導室　建築振興課（下段について回答） |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】４．障害者の所得保障について(2)　障害基礎年金は、約40年前の障害福祉年金からの変更以降、抜本的な改正はされておらず、基礎年金で障害者の生活を支えるのは不十分な状態が続いている。国に対して、適正な認定とともに、対象範囲の拡大等含めた改正・増額を求めていくこと。 |
| （回答）○　障害年金は病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるために支給される年金であり、現役世代の方も含めて受け取ることができる所得保障を目的とする年金です。○　大阪府としても、これまで障害基礎年金の増額など国へ要望しているところであり、所得保障制度の充実を図るため、引き続き国に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】１．駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について(1)　「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて（2025年４月改訂）」でも明記された「設置優先度の高いホーム」への柵設置が着実に進むよう、十分な予算措置等を講じること。とりわけ整備にあたっては、森ノ宮駅をはじめ、JR環状線の乗換駅の整備が優先的に進むように配慮されたい。　なお、上記の府指針中の新技術等（ITやセンシング技術等）のソフト対策が、ホーム柵の代替え手段として障害者の安全が真に担保できるのか、障害当事者も参画した検証等を十分に行うように事業者等、関係機関に働きかけること。また、ホームと車両との段差・すき間解消について、バリアフリー法に基づく基本方針での数値目標（2030年度末までに4,000番線）を踏まえ、積極的に取り組むよう鉄道事業者へ働きかけを行うこと。 |
| （回答）○　大阪府では、平成23年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵整備の促進に努めてきたところです。○　大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和３年４月に改定し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。○　JR森ノ宮駅などJR環状線の乗換駅について、駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、JR西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。○　なお、新技術等を活用した安全対策については、障害当事者のご意見も踏まえた検討等を十分に行うように鉄道事業者等に働きかけてまいります。○　また、ホームと車両との段差・すき間解消については、鉄道事業者が可動式ホーム柵の設置とあわせて車両とホームの段差や隙間を解消する工事も行っており、大阪府では、これらの工事に対し国、地元市とともに補助を行っております。○　引き続き、鉄道事業者に対し「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、可動式ホーム柵の早期設置やそれと併せた車両とホームの段差等の解消を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　交通戦略室　鉄道推進課 |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】２．大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係(2)　関西万博のユニバーサルデザインガイドラインは多様な障害当事者、有識者の意見の結実によって作られた。万博の取組や水準が今後のまちづくりのレガシーとなるように、府条例、ガイドラインへの反映を検討すること。検討にあたっては、ガイドライン作成に関与した障害当事者などが参画する学習会の開催を検討すること。 |
| （回答）○　令和５年度以降、「福祉のまちづくり勉強会」や「大阪府福祉のまちづくり審議会」等の場において、高齢者や障がい当事者、事業者、設計者、有識者等のご意見をいただきながら、福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー基準の見直しや府条例ガイドラインの充実化等について検討を進めてまいりました。○　本年７月には、大阪・関西万博における「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」に基づき整備された施設を確認するとともに、府条例ガイドラインへの反映を検討すること等を目的として、大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を大阪・関西万博会場で開催し、意見交換を行ったところです。○　引き続き、審議会等の場において、高齢者や障がい当事者、事業者、設計者、有識者等のご意見を丁寧にお聞きしながら、今年度中の府条例ガイドライン改訂に向け、検討を進めていきます。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】３．2025関西万博を機に大阪まるごとバリアフリーの実現について(3)　万博を機に推進されたバリフリーツーリズムの取組、ユニバーサルデザインのホテル情報提供の充実の取組などの到達点と課題、今後の取組方針を明らかにすること。 |
| （回答）○　大阪観光局ホームページ内で、ユニバーサルツーリズムの専用ページを設け、ポータルサイトとして、関連する外部サイトへのリンク機能を充実させるとともに、合計で約70の宿泊施設や観光施策等のバリアフリー情報について、写真を活用するなど情報発信に努めてきたところです。さらには、これまでバリアフリー視点でのモデルコースを５つ造成し、HP上で情報発信するなど充実を図ってきました。そして、本年度は、大阪・関西万博に関連したユニバーサルツーリズムのイベント情報の発信などにも取り組んでいます。今後も引き続き、関連機関と連携しながら、利用される方により分かりやすい情報発信などに努めてまいります。 |
| （回答部局課名）府民文化部　都市魅力創造局　企画・観光課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】３．2025関西万博を機に大阪まるごとバリアフリーの実現について(3)　万博を機に推進されたバリフリーツーリズムの取組、ユニバーサルデザインのホテル情報提供の充実の取組などの到達点と課題、今後の取組方針を明らかにすること。 |
| （回答）※下線部について回答○　令和２年９月の大阪府福祉のまちづくり条例改正では、大阪・関西万博の開催に向けて、ホテル・旅館のバリアフリー化を促進する観点から、一般客室のバリアフリー基準の創設、車椅子使用者用客室のバリアフリー基準の拡充に加え、バリアフリー情報を公表する移動等円滑化情報公表制度を創設いたしました。○　令和７年７月現在、本制度の届出は47件となっており、特に義務付け対象外となっている条例改正以前からあるホテルに対して届出を促していくことが課題と認識しております。○　今年度、既存のホテルのバリアフリー化を促進することを目的として、バリアフリー改修工事に対する補助制度を創設したところであり、補助制度の周知に併せて情報公表制度の届出を促してまいります。○　引き続き当事者の皆様のご意見をいただきながら、バリアフリー情報の発信、充実化に向けて取組を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】４．府営公園のバリアフリーについて(2)　公園の官民連携事業においては､役割分担と連携を明確にして､バリアフリー化が後退しないようにすること。とりわけ再整備される久宝寺公園プールについては、障害者が利用しやすいものとなるよう、引き続き障害者との意見交換の場を設け設計段階から障害者の意見を反映すること。 |
| （回答）○　府営公園では、公園の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の維持管理や運営を行っています。バリアフリー化等の施設の不具合への対応については、小規模な修繕は指定管理者が、更新などの大規模改修については府がそれぞれ実施することとし、その役割分担については「府営公園管理要領」にて定めています。令和6年度に久宝寺緑地のPFI事業の落札者が決定し、現在、事業者と協議しながら、久宝寺緑地プールの基本設計に取り組んでいるところです。プールの再整備にあたっては、引き続き、貴団体を始め関係者の皆様のご意見を頂きながら、だれもが使いやすい施設整備や管理運営に取り組んでいきます。 |
| （回答部局課名）都市整備部　公園課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】４．府営公園のバリアフリーについて(3)　全ての公園施設において、当事者参画・評価の仕組みづくりを行うこと。 |
| （回答）○　府営公園の施設については、大阪府福祉のまちづくり条例等に適合するよう整備・改修を進めており、令和５年度は貴団体のご協力のもと、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項（案）」について、整理をしました。今後も引き続き、適宜意見交換の場を設けるなど情報交換を行い、貴団体と共に誰もが使いやすい公園づくりをめざしてまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　公園課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】２．義務教育段階の支援等について（小中学校）(1)　障害のある児童生徒が地域の学校で学びやすくなるよう「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を更に拡充し、市町村教委へ通学支援補助等に活用するように働きかけるとともに予算増に努めること。 |
| （回答）○　地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。○　府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。○　本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内20市町から申請がありました。○　引き続き、本事業の活用事例を周知するとともに、指導主事会等において本事業の積極的な活用について、働きかけを行ってまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】３．医療的ケアが必要な児童・生徒について（小中学校）(1)　医療的ケアが必要な児童生徒が、親の付添いなしで学校教育全ての活動（授業・校外活動・放課後活動等）に参加できるよう、また基本的に原学級での学びを希望する場合、支援学級籍であっても、文科省通知の影響を受けず原学級で学べるよう、市町村教委を指導助言すること。 |
| （回答）○　大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活を送ることが出来るよう、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めています。○　府教育庁では、医療的ケアの必要な児童生徒が全ての教育活動において、周囲の児童生徒とともに学ぶことができているかという観点で、市町村や小・中学校の取組みを把握するとともに、保護者の付き添いの状況についても実態把握に努めています。○　今後も、市町村へのヒアリングや学校訪問等を通じて先進的な取組みを収集し、「市町村医療的ケア実践報告会」や、市町村が参加する「医療的ケア連絡会」等において、看護師配置の改善例の共有化や校外学習や宿泊学習を含む取組みの好事例についての事例研究をすすめるなど、府内全体の取組みの充実に向け、市町村教育委員会への発信に努めてまいります。○　また、府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか等、ヒアリングや学校訪問等を通じて把握に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】３．医療的ケアが必要な児童・生徒について（小中学校）(2)　医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校で、全職員対象の医療的ケア研修を行うよう市町村教委を指導すること。また緊急時・災害時への備えも含め、看護師以外の医療的ケア実施者を増やすために、教員・支援員等、学校関係者が「府教育庁が実施する第三号研修」に参加できるようにするなど、実施主体の拡充を行うこと。 |
| （回答）○　医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒一人ひとりについての理解を深める必要があると認識しています。きめ細かな対応が校内全体で一層推進されるよう、緊急時や災害時の対応等も含めた医療的ケア研修の実施について、引き続き市町村教育委員会を指導してまいります。○　大阪府が実施している第三号研修につきましては、これまで「実質的違法性阻却」の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた支援学校の教員を対象に実施しています。○　府教育庁としましては、各市町村教育委員会において実施される第三号研修等の取組みに必要な情報の提供に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】５．障害のある生徒の高校問題 入学以前について(3)　公立高校受検について、定員内不合格を出さないことを堅持すること。入試における合理的配慮を更に拡充するとともに、障害者の公立高校進学者が増えるよう、新たな受検制度の仕組みの創設や既存制度の拡大等を行うこと。 |
| （回答）○　令和７年度入学者選抜の公私立高校の募集人員については、令和６年10月28日の大阪府公私立高等学校連絡協議会において、公私トータルで府内進学予定者数の受入れが可能であることを確認したところであり、令和８年度につきましても、これまでの方針を踏まえて検討してまいります。○　令和８年度選抜については、今年３月に選抜方針を定め、６月に市町村教育委員会及び中学校の校長を対象に説明を行いました。また、10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校進路指導担当者などを対象に説明してまいります。○　今後も、市町村教育委員会、中学校、高等学校等の各方面から御意見をいただきながら、中長期的に安定した制度となるよう努めてまいります。○　高等学校への入学許可については、中学校長が作成する調査書や学力検査等の成績を資料とした入学者選抜に基づいて高等学校長が行うこととしていますが、受験者が募集人員を超えない場合は、原則として不合格者を出さないよう、今後とも、さまざまな機会を捉え高校への指導を続けてまいります。○　障がいの状況により学習場面における個別の配慮が必要な場合などは、配慮の必要な生徒が在籍する学校との連携のもと、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、非常勤講師等を措置しています。○　また、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室につきましては、「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、現在、自立支援推進校11校、共生推進校10校で取組みをすすめています。○　今後とも、高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のため、取組みの充実に向け、引き続き検討してまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　高校改革課教育庁　教育振興室　高等学校課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】６．障害のある生徒の高校問題 入学後について(3)　校外学習や修学旅行などにおいて、障害があるが故に必要となる、リフト付きバスやヘルパー等については、本人・家族負担とせず、教育庁として負担するよう検討すること。また医療的ケアだけでなく、府立高校に通学支援が必要な生徒への対応を検討すること。 |
| （回答）○　大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進してまいりました。○　修学旅行等を実施するに当たっては、生徒の健康安全に配慮するとともに、費用負担にも留意して指導計画を作成することとしています。○　また、府立高校における通学については、自主的な通学が困難な場合、介護タクシー等の送迎について敷地内への乗り入れの配慮等を行っているところです。○　今後とも、国の動向等を注視しながら、障がいのある生徒一人ひとりの状況を踏まえ、入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）教育庁　教育振興室　高校改革課教育庁　教育振興室　高等学校課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】７．府立高校のバリアフリー整備について府立高校のエレベーター設置について、毎年の新規設置数を増やすこと。また避難所指定されている府立高校について、バリアフリートイレや段差解消・垂直移動等の整備を進めること。 |
| （回答）○　令和７年７月１日現在の府立高校のエレベーターは、106校に設置しております。（府立129校中98校、市立移管17校中８校、令和７年度１校工事、令和８年度１校設計予定、１校工事予定）○　また、令和７年４月１日現在の府立高校の車いす用トイレは、146校に設置しております。（府立129校　市立移管17校）○　府立高校におけるエレベーターの設置やバリアフリー化の整備につきましては、府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画に基づき、今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えています。 |
| （回答部局課名）教育庁　施設財務課 |